

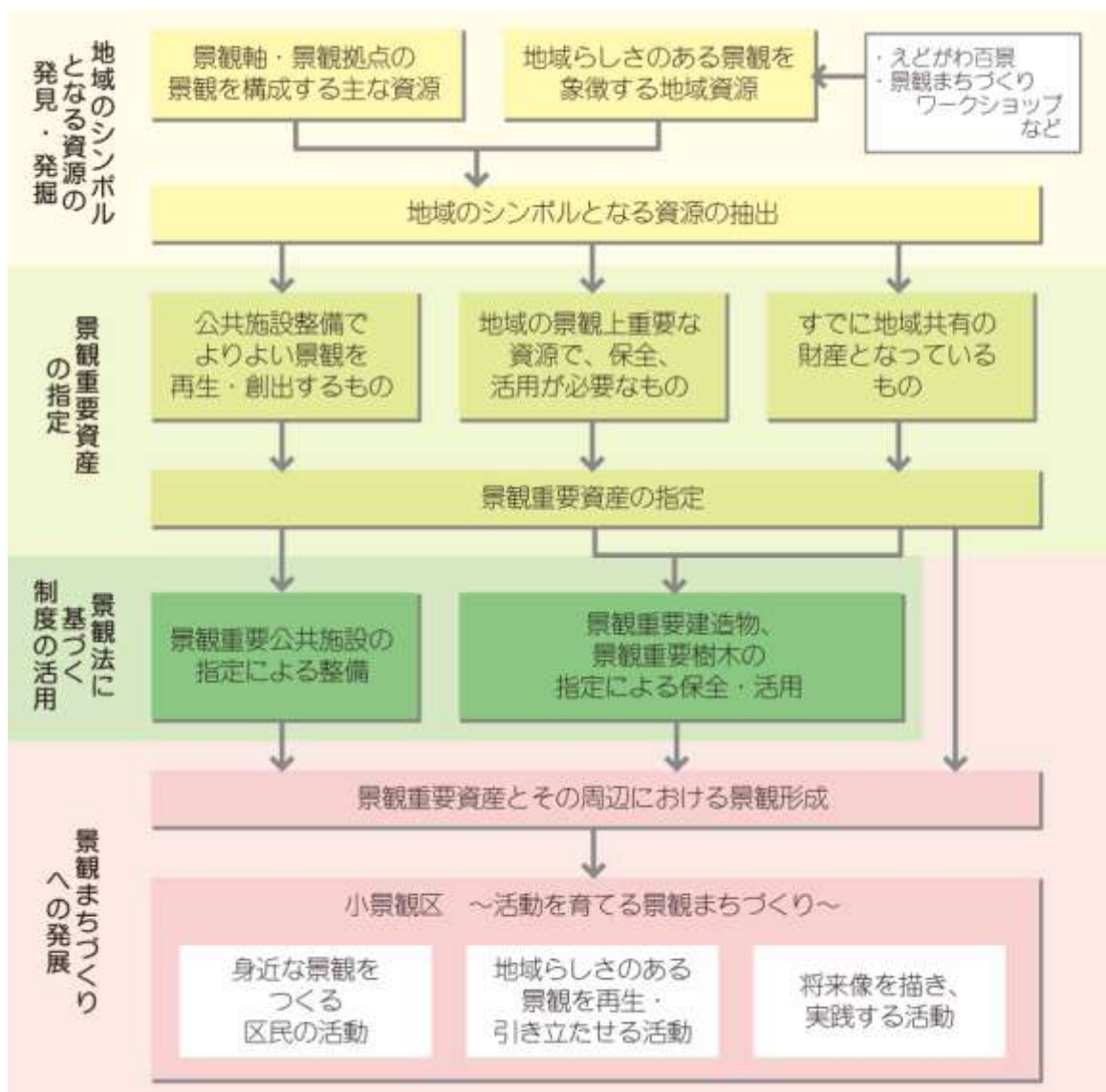
第4節 景観重要資産 ～地域資源の保全・活用・整備～

景観重要資産とは、建物、樹木、祭など、地域のシンボルとなる資源で、地域の景観上重要な資源で保全活用が必要なものや、地域共有の財産となっているものに対し、所有者や管理者、主催者の同意を得られたものを指定します。そして、景観重要資産が小景観区の景観まちづくり活動の核となるよう、保全・活用・整備を進めていきます。

これまで、学術上特に価値の高い建造物や樹木については、文化財保護法や都や区の文化財保護条例により文化財として保全の措置が講じられてきましたが、学術的・歴史的な価値がある建造物や樹木以外にも、景観上保全すべきものが区内に多く分布しています。その多くは地域住民に親しまれ、地域らしさのある景観を構成する重要な要素となっています。

行政では、これらの保全・活用を積極的に進めるために景観法に基づく制度を活用するとともに、区民・事業者は景観重要資産の保全やその周辺のまちなみのルールづくりなどを行い、官民が一体となって地域らしさが引き立つ景観まちづくりに取り組みます。

景観重要資産の指定と保全・活用・整備の流れ



(1) 地域のシンボルとなる資源の発見・発掘

景観軸・景観拠点の景観を構成する主な資源や、地域らしさのある景観を象徴する地域資源などについて、えどがわ百景や景観まちづくりワークショップなどを通じて区民とともに資源を発見・発掘し、地域のシンボルとなる資源を抽出します。

(2) 景観重要資産の指定

地域のシンボルとなる資源のうち、公共施設整備でよりよい景観を再生・創出するものや、地域の景観上重要な資源で、保全、活用が必要なもの、すでに地域の共有財産となっているものなどについて、土地の所有者や管理者等の同意が得られた資源を「景観重要資産」に指定し、広く区民に周知します。

(3) 景観法に基づく制度の活用

1) 景観重要公共施設の指定

道路や河川、都市公園などの公共施設は、景観を構成する重要な要素であり、その周辺の土地利用と調和した整備や管理を行うことにより、効果的に良好な景観を形成することが可能になります。このため、景観法に基づく「景観重要公共施設」の制度を積極的に活用していきます。また、今後の公共施設整備や都市開発等の状況に応じて、管理者の同意を踏まえ、順次追加していくこととします。



a. 旧中川

旧中川は、小名木川とともに江東内部河川を代表する河川です。この資源を活かした魅力ある景観を目指し、親水河川景観軸の景観形成方針における共通方針及び旧中川の方針、公共施設の整備・活用方針における共通方針及び旧中川の方針に基づき、景観形成を進めます。



b. 新川

新川は、江戸時代行徳の塩を運ぶ主動脈として機能した河川です。この資源を活かした魅力ある景観を目指し、親水河川景観軸の景観形成方針における共通方針及び新川の方針、公共施設の整備・活用方針における共通方針及び新川の方針に基づき、景観形成を進めます。



c. 一之江境川親水公園

一之江境川親水公園沿線は、景観地区に指定され、まちなみの規制誘導による景観形成が図られています。さらに魅力ある景観を目指し、親水公園景観軸・親水緑道景観軸の景観形成方針における共通方針及び一之江境川親水公園の方針、公共施設の整備・活用方針における共通方針及び一之江境川親水公園の方針に基づき、景観形成を進めます。



d. 古川親水公園

古川親水公園は、親水公園第一号の公園としての歴史を持ち、沿線には多様な歴史的・文化的資源が点在しています。さらに魅力ある景観を目指し、親水公園景観軸・親水緑道景観軸の景観形成方針における共通方針及び古川親水公園の方針、公共施設の整備・活用方針における共通方針及び古川親水公園の方針に基づき、景観形成を進めます。

2) 景観重要建造物の指定

文化財指定には至らないものの、地域の景観形成に重要な建造物については、資源を良好な状態で保全し、地域らしさのある景観づくりに活かしていくことが重要です。

そのため、道路その他の公共の場所から容易に望見することができ、次に示す項目に該当する建造物を、所有者の同意により「景観重要建造物」に指定します。

指定の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的又は文化的に価値の高い建造物 ・地域の景観を先導し、又は継承し特徴付けている建造物
-------	--

なお、景観重要建造物に指定されると、変更しようとするときには区長の許可を得る必要があります。

3) 景観重要樹木の指定

区内の寺社や民有地には、天然記念物や名木・古木など、都市に潤いを与えるとともに地域住民に親しまれ、地域のシンボルとなっている樹木が多くあります。これらの貴重な資源を保全し、地域らしさのある景観づくりに活かしていきます。

そのため、道路その他公共の場所から容易に望見することができ、次に示す項目に該当する樹木を、所有者の同意により、「景観需要樹木」の指定を行います。

指定の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的又は文化的に価値の高い樹木 ・地域の資源を先導し、又は継承し、特徴付けている樹木
-------	---

なお、景観重要樹木に指定されると、変更しようとするときには区長の許可を得る必要があります。

(4) 景観まちづくりへの発展

景観重要資産を核とした小景観区による景観まちづくり活動が活発になるよう、地域に働きかけ、景観重要資産とその周辺の地域での景観形成を進めます。

具体的には、清掃や花壇づくりなどの身近な景観をつくる区民の活動や、地域の皆で協力しながら地域らしさのある景観を再生・引き立たせる活動、まちなみのルールを検討し将来像を描き実践する活動などが想定されます。詳細は、「小景観区ー活動を育てる景観まちづくりー」を参照ください。

